社会福祉法人東海村社会福祉協議会

地域の居場所づくりスタートアップ応援事業助成金交付要綱

（目　的）

第１条　この事業は，生活困窮者支援等地域づくり事業に基づき，東海村内において，住民や団体等が主体となり，世代や属性を問わず誰もが気軽に集える多機能な居場所を創出することに対し助成を行い，当事業の普及・発展に寄与することを目的とする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は，社会福祉法人東海村社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

　（助成対象団体）

第３条　助成対象は，設立初年度または既存活動の拡充を図る団体とし，地域福祉活動及びその他の社会福祉を目的とする事業を行う者（国及び地方公共団体が設置，若しくは経営し，又はその責任に属するとみなされる者を除く。）で，次の各号すべてに該当する団体とする。

1. 5人以上のスタッフで構成され，居場所の拠点が東海村内にある団体

（２）　法人格の有無は問わないが，団体の規約等を備えている団体

（３）　政治目的を持つ団体，宗教団体などから独立して運営されている団体

（４）　団体規約，スタッフ名簿，事業計画，収支予算，収支決算等が整備されている団体

（５）　地域に開かれた活動を行い，本会が実施する関連会議への参加や，生活課題のニーズキャッチに対し積極的に協力できる団体

（対象事業）

第４条　助成対象となる事業は，前条に定める団体が，東海村内において実施する世代や属性を問わない多機能な居場所づくりを新たに開始する場合，または既存活動の拡充を図る場合で，かつ，次の要素のうちいずれか一つを含む地域福祉活動とする。

（１）　孤立やひきこもり防止のための居場所づくり活動

（２）　地域課題の把握や新たな地域資源を開発する活動

（３）　支援を必要とする方の地域活動への参加や生活をサポートする活動

（４）　福祉・ボランティア活動を啓発・育成する活動

（５）　子どもから高齢者まで世代を超えた交流や学びの場の提供を目的とした活動

（６）　その他，地域の福祉課題解決に取り組む活動

（助成対象外事業）

第５条　次の各号に該当するものは，助成対象としない。

（１）　団体設立や事業開始から1年以上経過し，対象事業が本助成なしで成立している場合

（２）　過去に本助成金の交付を受けたことのある事業

（３）　営利活動や政治，宗教等の運動のための手段として行われている事業

（４）　国または地方公共団体が設置（自治会を除く）かつ経営（委託を含む）し，もしくはその責任に属されるとみなされる事業

（５）　他団体への助成を目的とする事業

（６）　団体を運営するためにかかる人件費及び施設の維持管理費，組織運営費

（７）　対象事業において当助成金以外の助成を既に受けている，または受ける予定のある事業経費

（８）　当助成金申請時に終了している事業

（９）　その他，本会会長が不適当と認める事業

（助成対象経費）

第６条　助成対象となる経費は，別表１に掲げるとおりとする。

　（助成金額）

第７条　助成金額は，生活困窮者支援等地域づくり事業における当該年度予算の助成金支出計上額の範囲内とする。

２　対象事業に対する助成率については，9割は本助成金，1割は自主財源とする。

３　助成申請額は，１団体につき３万円を限度とする。

（助成申請）

第８条　助成申請する団体は，次に掲げる書類を本会会長に提出するものとする。ただし，様式の定めのない書類については，団体のものに置き換えることができる。

（１）　地域の居場所づくりスタートアップ応援事業助成金交付申請書（様式第１号）

（２）　申請団体の活動がわかる書類（団体規約，会員名簿，事業報告書，収支決算書等）

（３）　対象事業の実施がわかる書類（事業計画書，収支予算書等）

（４）　その他，本会会長が必要と認める書類

（審査及び助成決定・報告）

第９条　助成金申請書の提出があったときは，本会の内部決裁による審査を行い，交付の可否及び，金額を決定する。

２　本会会長は，審査決定後，助成金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）を申請団体へ通知する。

（助成金の請求等）

第１０条　申請団体は，前条の交付決定の通知を受けたときは，地域の居場所づくりスタートアップ応援事業助成金交付請求書（様式第３号）により本会会長に対し，助成金を請求するものとする。

　（助成金の取り消し及び返還）

第１１条　本会会長は，次の各号に該当するときは，助成決定を取り消し，助

成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

（１）　助成金を対象事業以外に使用したとき

（２）　対象事業を実施していないことが認められるとき

（３）　交付した助成金額に残額が生じたとき

（４）　対象事業の内容を偽り，その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（事業報告）

第１２条　申請団体は，事業完了後30日を経過した日又は助成決定年度の３月末日のいずれか早い日までに下記書類を本会に提出する。

（１）　地域の居場所づくりスタートアップ応援事業実績報告書（様式第４号）

（２）　当該事業の収支決算書及び支出のわかる領収書等の写し

（３）　その他，本会会長が必要と認める書類

（情報の公開）

第１３条　生活困窮者支援等地域づくり事業の啓発のため，助成金交付申請書等に記載された個人情報（申請者住所又は所在地）を除き，必要に応じてホームページや広報紙に掲載する。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は本会会長が別に定める。

この要綱は，令和5年１２月１日から施行する。